



社会保険庁改革法案の立法過程と有権者による政策評価

著者	武蔵 勝宏
雑誌名	同志社政策科学研究
巻	9
号	2
ページ	33-45
発行年	2007-12-20
権利	同志社大学大学院総合政策科学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000011435

社会保険庁改革法案の立法過程と有権者による政策評価

武蔵 勝宏

あらまし

2007年参議院選挙は、自民党の大敗と民主党の大躍進という結果に終わった。自民党が国民の支持を受けなかった要因には、社会保険庁における年金記録問題が選挙の際に争点となったことがあげられる。政府は、2004年の年金制度改革法案の審議の際に発覚した社会保険庁の不祥事とそれに端を発する年金保険料の収納率の低迷に対応するために、二度にわたって、社会保険庁改革法案を国会に提出した。最終的に成立した日本年金機構法案は、非公務員型の公法人に社会保険庁を廃止・分割するというものであったが、その内容は、組織設計の具体化を第三者機関に委ねるなど年金業務に対する国民の不信を払拭するものではなかった。こうした法案自体がもつ問題点と政策決定過程における説明責任の不足が、有権者による安倍政権に対する低い評価につながったと考えられる。

はじめに

小泉政権において推進された構造改革は、官から民への旗印のもとに、規制緩和や民営化などで一定の成果を達成することとなった。後継首班となった安倍首相は、小泉政権の基本的な路線を継承し、前政権での積み残しとなった社会保険庁の改革においても、就任早々主導権を発揮した。しかし、小泉純一郎首相が、党内の造反によって郵政民営化法案の否決という憂き目にあったにもかかわらず、衆議院の解散・総選挙の結果、国民の圧倒的な支持によって、法案を成立に導いたのに対し、安倍晋三首相は、

社会保険庁改革法案を成立はさせたものの、参議院選挙での大敗を招く結果となった。国の行政組織を官（公務員）から民（非公務員）へ移行させる両法案の立法政策・決定過程に対する国民の評価がこのように大きく異なったのは、なぜなのか。本稿では、安倍内閣において成立した社会保険庁改革法案の立法形成過程を分析することで、同法案の内容とその決定過程にどのような問題点があったことが、国民の支持を得ることができない要因となったのかについて考察を行うこととする。

1. 問題の発端

社会保険庁の解体が必要とされたそもそものきっかけは、2004年の年金制度改革法案の審議の際に表面化した政治家の年金未納問題や同庁職員による年金個人情報業務外閲覧、年金保険料を流用した経費の無駄遣いなどの様々な問題が国民からの批判を浴び、保険料収納率の低迷という危機に直面したことにあった。社会保険庁において相次いで不祥事が起こる要因としては、職員の三層構造、労使間の覚書、天下り天国、保険料流用を可能とする特別会計制度といった問題点が指摘されてきた。

1.1 三層構造の職員構成

まず、社会保険庁の職員構成は、他省庁と同じく入口選別方式によって区別され、厚生労働省にⅠ種事務官として採用されたキャリア官僚、社会保険庁にⅡ種またはⅢ種事務官として

(表1) 社会保険庁上級幹部の最終到達ポスト(1993年～2000年)

	事務次官	本省局長	本省審議官級	同級ポストで退官
長官	6名中0名	—	—	6名中6名
次長(総務部長兼務)	8名中0名	8名中6名	—	8名中2名
運営部長	7名中0名	7名中5名	—	7名中2名
キャリア課長	20名中0名	20名中7名	20名中10名	20名中3名
ノンキャリア課長	19名中0名	19名中0名	19名中0名	19名中19名

注) 1993年～2000年までの在職ポストを基準とした。なお、2006年7月時点で退官していない上級幹部は除いてある。
(資料)『政界・官庁人事録』各年版(東洋経済新報社)より集計。

採用されたプロパー職員、かつて地方事務官として都道府県単位で採用された地方採用職員の三種類に分類される。社会保険庁の職員定員約1万7000人のうち、キャリア官僚は、2005年度末で31名にすぎず、本庁のプロパー職員も社会保険業務センター等の施設等機関を含めて842名しかいない。残りの1万6492名は、都道府県単位の社会保険事務局及びその管轄下の社会保険事務所に所属する出先の地方採用職員(旧地方事務官)である¹。社会保険庁の長官、次長、部長及び主要課長のポストは、キャリア官僚によって占められているが、キャリア官僚の本籍はあくまでも本省にあり、本庁の課長以上のキャリア官僚の最終到達ポストは、そのほとんどが本省の局長や審議官のポストに就任している(表1)。

一方、社会保険庁採用のプロパー職員と旧地方事務官出身者の中から抜擢されたごく一部の職員は準キャリア組として、最終到達可能なポストは社会保険庁の課長または地方社会保険事務局長である。2003年度まで、社会保険庁では本庁の課長ポストの内、企画管理部門をキャリア官僚が占めるのに対して、地方課長(現サービス推進課)や年金指導課長(現年金保険課)といった現業部門の3つのポストはプロパー職員が占め、室長ポストもキャリア官僚とプロ

パー職員の割合は同数であった。これに対して、出先の地方採用職員の到達できる最終ポストは社会保険事務局長であり、大部分の職員は非管理職として、自治労旧国費評議会等の労働組合に所属している²。

こうした人員配置の結果、キャリア官僚は、プロパー職員と比べて社会保険庁に対する帰属意識が相対的に低いとされてきた。また、旧地方事務官は、2000年の地方分権改革によって国の組織に一元化されたものの、それまでは、都道府県知事の指揮監督の下にあった。さらに、統合後も、地方採用職員の人事は、都道府県別の社会保険事務局単位で行われ、管内からの異動もない。その結果、都道府県ごとに独自の事務処理が行われるなど、閉鎖的な組織体質が根強く残るといって特徴を持ってきた。

こうしたキャリア官僚、本庁プロパー職員、出先の地方採用職員という三層構造を要因として、キャリア官僚を中心とする本庁からの指示が出先の現場レベルに浸透しにくく、労働組合との交渉で合意を得なければ、本庁の通達すら効力を持たないという極めて特異な組織形態がもたらされてきた。その典型が、労使間で結ばれてきた大量の確認事項の存在であった³。こうした慣行は、社会保険庁のガバナンスの欠如と指揮命令系統のゆがみをもたらす原因となって

¹ 各種別の職員数は、いずれも2005年度末の数字(「渦中の村瀬清司・社会保険庁長官に聞く」『論座』2006年8月号、81ページによる)。

² 2004年時点で、社会保険庁職員の約7割に当たる1万2000人が自治労国費評議会に、3000人が全厚生職員労働組合に所属していた(岩瀬達哉「伏魔殿社会保険庁を解体せよ」『文藝春秋』2004年10月号、105ページ)。なお、自治労国費評議会は、7年間の経過措置終了に伴い、2007年4月より、新たに全国社会保険職員労働組合に衣替えした。同組合結成時の組合員数は、約1万500人にのぼる(社会保険庁資料「職員団体の状況」第1回年金記録問題検証委員会(2007年6月14日))。

³ 労使間の覚書や確認事項は新たな業務や機械が導入されるたびに1979年以降で約100件が交わされてきた。しかし、社会保険庁長官に村瀬長官が就任したことを契機に、社会保険庁から破棄の申し入れがなされ、2005年に至って全て破棄されることとなった(『朝日新聞』2004年11月28日、社会保険庁資料「社会保険庁と職員団体との「覚書」等について」第1回年金記録問題検証委員会(2007年6月14日))。

きたとされる⁴。

1.2 天下りの実態

もっとも、こうした社会保険庁のエリート・非エリート間の断絶も、退官後の天下りや予算の執行という自らの組織的・個人的利益に関しては、お互いに受益を享受し合う構造が形成されてきた。一般的に厚生労働省の幹部職員は、早期退職の慣行によって、40歳代後半から50歳代前半に、定年を待たず外部に天下りをする。事務系キャリアの場合、その天下り先は、公団や事業団が一般的であった。たとえば、省庁再編前の2000年8月の時点で、旧厚生省の事務系キャリアは、年金福祉事業団、社会福祉・医療事業団、国民生活金融公庫などの公団・事業団等に13人が理事長または理事として天下っていた⁵。省庁再編後、こうした特殊法人は、国立病院などととも独立行政法人に移行したものが多し。しかし、厚労省のキャリア官僚が独立行政法人にも役員として天下りしている傾向に変化はない。

一方、プロパー職員もキャリア官僚のような特殊法人の理事長、理事クラスよりはランクが落ちるものの、財団法人や社団法人、非営利法人などの理事、部長クラスに多くの職員が50歳代後半で天下っている。その延べ人数は、閣議決定によって企画官以上の公表が義務づけられた2001年から2006年の約5年間で82人に上っている⁶。もっとも、キャリア官僚のポストは社会保険庁に限定されず、厚労省の全部局のポストにわたることから、退官後の天下り先も医療や社会福祉など旧厚生省の所管する広範囲な分野がその対象となる。これに対して、プロパー職員の場合、社会保険庁以外のほかの厚労省のポストを得ることは皆無であり、天下りポストも、年金、保険等の社会保険関係に限定されている。こうしたことから、社会保険庁自体のポストや

天下り先の削減で、もっとも強いダメージを受けるのは、キャリア官僚以上に同庁のプロパー職員や管理職相当の地方採用職員であるといえる。これに対して、管理職に到達しえない大部分の地方採用職員にとっては、退官後の天下りポストは十分なものが用意されておらず、逆に定年までの身分が保障されている⁷。

1.3 予算無駄遣いの構造

一方、予算の執行に関して、社会保険庁では、自己の属する機関の予算を可能な限り最大化させようとする傾向が続いてきた。ニスカネンは、官僚は、その動機として、権力、収入、威信を重視し、これらをより多く得るために、自分の在職期間に獲得する予算の最大化を目指して行動するとした⁸。一般的に、官僚制組織にとっては企業や家計と違い、財政余剰を最大化するという誘因は働きにくい。そこで、官僚にとっての最大の関心事は、余剰よりも予算自体の規模の大きさにあることになる。つまり、官僚は、予算の増加にしたがって、人員や権限、さらにはそれに伴う特権や名声を獲得することを目的として行動すると考えられるのである。

こうした社会保険庁の官僚による予算最大化行動を可能としてきたのは、一般会計と比べて、その用途について財務省からの制約が少ない国民年金、厚生保険等の特別会計の存在と、その原資である年金保険料を年金給付以外に流用することを認めてきた法的仕組みである。国民年金と厚生年金の保険料として、1945年から2005年までの期間に国民から徴収された約500兆円のうち、年金給付以外に流用された総額は、約6兆9千億円に上る⁹。これらの流用額の中には、巨額の保険料が投入されたグリーンピアの建設費や、厚生年金会館、健康福祉センターなどの年金福祉施設の整備費が含まれている¹⁰。これらの施設設置の法的根拠となったのは、国民年

⁴ 「年金記録問題検証委員会の取組について（中間段階の発表）」第4回年金記録問題検証委員会（2007年7月10日）、『毎日新聞』2007年7月11日。

⁵ 『政界・官庁人事録（2001年版）』東洋経済新報社、2000年。

⁶ 厚生労働省「再就職状況の公表について」（2002年～2006年）。

⁷ こうした非エリート職員のモラルは総じて低く、職務の怠慢や不祥事の誘因ともなりかねない。

⁸ William A. Niskanen, Jr., *Bureaucracy and Public Economics*, Edward Elgar, 1994.

⁹ 『毎日新聞』2007年7月24日。

¹⁰ 旧年金福祉事業団が行ったグリーンピア建設費に3140億円、厚生年金会館や健康福祉センターなどの年金福祉施設建設費には1兆4000億円が費やされた（『毎日新聞』2007年7月24日）。

金法および厚生年金保険法に設けられた「必要な施設をすることができる」旨の規定、いわゆる福祉施設規定であった。当初、この規定の立法趣旨は、被保険者等の福祉の増進などが目的とされた。しかし、実際には、これらの施設を管理、運営する公益法人の多くは、社会保険庁のプロパー職員や地方採用職員などの天下りの受け皿となってきたのである¹¹。

一方、年金保険料は、年金事務のための経費としても流用されてきた。社会保険庁職員の人件費については、一般会計から国民年金、厚生保険の各特別会計への繰入によって国庫負担がなされており、その額は2005年度で約1700億円となっている。これに対して、社会保険庁の運営に必要な事務費は、1998年施行の財政構造改革法によって、年金保険料を財源とする特別会計からの支出が可能になった。1998年から始まった年金事務費に対する特例措置は、2004年度以降も毎年度の公債発行特例法によって継続され、毎年、約1000億円以上の事務費が特別会計によって負担されている。その総額は、2007年度までで国民年金特別会計から6134億円、厚生保険特別会計から2882億円、合わせて9000億円あまりに上る¹²。こうした事務費には、社会保険庁長官の交際費や職員の娯楽のための費用までも含まれていることが明らかになり、世論の批判が集中することとなった。

こうした社会保険庁をめぐる様々な問題を受けて、坂口力厚生労働大臣（当時）は、社会保険庁長官に民間人を起用し、同庁の独立行政法人化や民営化も視野に入れた改革案を検討することを表明することとなった。その結果、社保庁長官には、損保ジャパン代表取締役副社長の村瀬清司が起用され、組織改革の検討のために、2004年8月、内閣官房に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」（座長・金子晃慶應義塾

大学名誉教授）が設置されることとなった。

2. 解決策の形成

2.1 有識者会議の提言をめぐる厚労省・自民党間の調整

この有識者会議は、細田博之内閣官房長官（当時）の私的懇談会として設置されたものの、社会保険庁の組織形態についての論点や資料は、会議の実質的な事務局の役割を果たしていた厚労省（社会保険庁）の側から提示された。ここでは、独立行政法人化や国税庁との統合論に対して、公権力の行使や他の業務の実施部門との一体運用などの問題点が指摘されるなど、年金業務を実施する新組織を社会保険庁と同様に外局として維持したい厚労省の立場が反映されたものであった¹³。

これに対し、有識者会議と並行して新組織について検討を行っていた自民党内では、新組織を国の責任で運営するとした厚労省の立場を支持する厚労族幹部議員と¹⁴、独立行政法人への転換を主張する党行革本部¹⁵との間で意見が割れていた。さらに、与党内では、公明党が外局維持の立場を支持したのに対し、自民党内の若手・中堅議員の間では議員連盟が結成され、独立行政法人化の申し入れを行ったり、これを後押しする提言が経済財政諮問会議において民間議員から提出されたりするなど¹⁶、政府与党内で組織形態をどうするかが争点化することとなった。そのため、厚労省寄りの結論を出す予定であった有識者会議は、意見のとりまとめを自民党内の調整がつくまで待つこととなった。最終的に合意された年金新組織に関する自民党の結論は、これまでの外局と異なる新たな政府

¹¹ 2005年10月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立され、年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の整理合理化が進められるようになっていく。また、2004年3月10日の与党年金制度改革協議会で、「年金保険料は、今後福祉施設の整備費及び委託費には投入しないこと」が合意され、2005年度以降、福祉施設費は年金相談や広報、教育に限定されるようになった。それでも、2007年度における保険料からの福祉施設費への負担額は1082億円に上っている（『朝日新聞』2007年9月15日）。

¹² 参議院財政金融委員会調査室『第166回国会（常会）平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法3号）審査資料』2007年、8-10ページ。なお、2005年度からは、年金保険料からの年金事務費への費用負担については、保険事業運営に直接関わる経費（給付事務、適用事務、徴収事務、システム経費）に限定されることとなり、間接経費である内部管理事務経費（庁舎・宿舍管理経費、職員厚生経費、研修・会議費、統計・調査事務等）については、国庫から負担されることとなった。しかし、それでも、この直接的経費には、毎年900億円から1000億円程度の保険料が使用されている。

¹³ 『朝日新聞』2005年3月8日、5月19日。

¹⁴ 『朝日新聞』2005年5月12日、5月16日。

¹⁵ 『朝日新聞』2005年4月13日。

¹⁶ 有識者議員提出資料「社会保険庁改革について」『経済財政諮問会議（平成17年第11回）会議結果』2005年5月18日。

組織に移行させるとし、新組織発足から1年後に収納率の向上等の改革の進捗が十分でない場合は、独立行政法人化を含め再検討するとの条件をつけることとなった¹⁷。

これを受けて、有識者会議は、2005年5月31日に、公的年金制度と政府管掌健康保険の運営を分離した上で、政管健保については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立することとし、公的年金の運営主体については、政府が直接に関与し、運営責任を果たす体制を確立すべきとする答申を提出することとなった¹⁸。また、与党社会保障政策会議も、翌6月1日、有識者会議と同様に、年金の運営を国の責任の下、一新された政府組織において担わせることを申し合わせた。

一方、これまで当局による合理化に強く反対してきた自治労国費評議会は、国民からの強い批判を受け、2004年8月の総会で、信頼回復やサービス向上に最大限努力するという決議を行い、村瀬長官の進める社保庁改革に対しても抵抗から協力姿勢に転じることとなった¹⁹。そのため、有識者会議の提言に対しては、表向きの反対運動は行われなかった。

政府は、2005年6月21日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を閣議決定し、公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とし、より具体的な姿を2005年中に決定する方針を決めた。

2.2 厚労省主導の法案作成

政府の方針を受けて、厚労省は、「社会保険

新組織の実現に向けた有識者会議」(座長・佐藤英善早稲田大学教授)を同省内に設置することとなった。同会議の運営は、事務局を務める厚労省・社会保険庁が主導し、自民党の社会保障制度調査会及び社会保険庁改革ワーキンググループとも歩調を合わせる形で進められた。その結果、年金の運営業務を行う新組織については、特別の機関とすることで両者の方針が一致することとなった²⁰。新組織実現有識者会議は12月12日に「組織改革の在り方について」のとりまとめを行った²¹。その内容は、年金運営新組織を国家行政組織法に定める「特別の機関」とすることが適当とするものであった。また、外部人材の登用による年金運営会議や特別監査官といった新しい構造・機能を備えたものとすることが提案された。

政府は、2005年12月24日に「行政改革の重要方針」を閣議決定し、2008年10月を目途に現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行うことを決定した。

こうして2006年3月13日、小泉内閣は、ねんきん事業機構法案を中心とする社会保険庁改革法案を国会に提出することとなった²²。同法案では、年金事業を行う新組織について、国の責任の下に安定的な運営を行うためには、政府が直接関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要であるとの理由から、厚労省の特別の機関としてねんきん事業機構が設置されることになった²³。ねんきん事業機構の長は、代表執行責任者とし、外部の専門家を加えた年金運営会議を設置して、重要事項の決定には同会議の議を経なければならないこ

¹⁷ 自民党社会保障制度調査会・行政改革推進本部・厚生労働部「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について」2005年5月31日。この自民党の結論には、新組織の位置づけを外局から国家行政組織法8条の3に規定される「特別の機関」に変えることで、外局と同様に国の責任で行うことを実質的に維持するという折衷案がベースにあったとされる(『朝日新聞』2005年5月28日、6月7日)。

¹⁸ 社会保険庁の在り方に関する有識者会議「社会保険庁改革の在り方について(最終とりまとめ)」2005年5月31日。有識者会議が年金運営の新組織を国の責任の下で安定的な運営を図ると結論づけたのは、最も重要な課題である保険料収納率の向上のためには独立行政法人化では効果が生じないとの判断があった(『社会保険旬報』第2246号(2005年6月11日)9ページ)。

¹⁹ 国費評議会の方針変更の背景には、外部への民間委託の拡大によって職員の定員削減につながるなどの危機感があったとされる(『朝日新聞』2004年9月17日、2005年3月11日)。

²⁰ 『朝日新聞』2004年12月7日、12月13日。

²¹ 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議「組織改革の在り方について」2005年12月12日。

²² 政管健保については、国から切り離し、新たな運営主体として「全国健康保険協会」(公法人)を設立することとし、健康保険法改正法案において措置されることとなった。同法案は、2006年6月14日に成立することとなった。

²³ ねんきん事業機構を外局でなく、特別の機関として設置する理由として、厚労省は、外局では、国家行政組織法等において、内部組織の在り方に関して、一定のルールが定められており、新組織が外部専門家の登用による年金運営会議や特別監査官といった新しい構造・機能を備えたものとなることから、機能・組織形態等の面で多種多様なものが許容される特別の機関が適当であるとしている(厚生労働省「社会保険庁改革に関するQ&A」10ページ)。

ととした。さらに、監査機能の強化の観点から特別監査官を置き、地方組織については、現行社会保険事務局を廃止した上で、ブロック単位に地方年金局を置き、その下に年金事務所を配置することとした²⁴。

また、人員削減については、業務の外部委託や集約化等による合理化を徹底し、その一部を活用して、年金保険料の徴収のための要員強化を図りながら、全体として強力的に組織のスリム化（大幅な人員削減等）を進めることが計画として示された²⁵。なお、一括提案された国民年金事業等運営改善法案では、年金事務費の運営経費を保険料から充当する措置を恒久化することや、福祉施設規定を廃止し、新たに「年金教育・広報、年金相談、情報提供等」及び「そのほか国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施を図るために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと」ができる旨の規定が設けられた。

3. 政策決定の挫折

3.1 不正免除の発覚

こうして、社会保険庁改革法案は、国会に提出されたものの、同法案の審議入りは5月中旬まで遅れた。社会保険庁の改革にとって最大の課題であったのは、保険料収納率の向上と職員の不祥事への対策であった。村瀬長官は、就任後、保険料収納率の向上を最大の目標に掲げ、全国社会保険事務局長会議でも、本庁幹部から、収納対策として免除や強制徴収の強化が指示された²⁶。しかし、こうした数値目標の設定は、見かけ上の収納率改善につながる免除対象者のかさ上げを引き起こしやすい。

社会保険庁改革法案が国会で審議入りされた同時期に、全国の社会保険事務所において、被

保険者本人からの申請がないにもかかわらず保険料の免除承認手続きをするなどの大量の不適切な処理（いわゆる不正免除）が行われていたという事実が露見することとなった（最終的には22万件以上に上ることが判明した）。こうした不正免除は、末端の現場職員の独自の判断で行われただけでなく、社会保険事務局や社会保険事務所の幹部の指示によって、組織ぐるみで実施、隠匿されたものも少なくなかった²⁷。

こうした相次ぐ社会保険庁職員による不祥事に反発した野党からの強い批判を受け、同法案の委員会審議は不正追求一色となった。与党は、6月2日に社会保障政策会議を開き、不正処理を行った関係者の厳正な処分を行うとともに、社会保険庁改革法案を継続審議とすることを決めた²⁸。その結果、同法案は、6月18日の会期終了とともに継続となった。

3.2 社会保険庁改革法案の廃案の決定

小泉首相の総裁任期の終了を受け、9月に行われた自民党総裁選挙では、三候補すべてが社会保険庁の抜本改革を公約とした。特に、後継首班となった安倍首相は、社会保険庁の解体的出直しを唱え、法案の再検討を執行部に対して指示することとなった。

4. 法案の再提出

4.1 自民党主導の改革案見直し

こうした首相の意向を受け、前政権からの継続案件であった社会保険庁改革法案の抜本的な見直しの主導権は、厚労省から与党側に移ることとなった。自民党社会保険庁改革ワーキンググループと厚生労働部会の合同会議は、12月13

²⁴ 社会保険事務局の地方ブロック化が盛り込まれたのは、47もの事務局長ポストを削減するとともに、ブロック内での職員の適正配置を目指すものであった。

²⁵ その内容は、現行約1万7000人の常勤職員の定員を2012年度までの7年間で20%以上純減（約3500人程度）するとともに、常勤・非常勤を含めて1万人程度の純減を行うとするものであった（社会保険新組織の実現に向けた有識者会議第9回提出資料「社会保険庁改革の在り方」2005年2月20日）。

²⁶ 『週刊社会保障』第2369号（2006年2月13日）28-31ページ。

²⁷ 社会保険庁「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」2006年8月4日。『朝日新聞』2006年5月30日、8月4日。

²⁸ 『週刊社会保障』第2385号（2006年6月12日）22ページ。

日、継続審議の社会保険庁改革法案を廃案にして新たな改革案を次期通常国会に提出することとし、年金運營業務については、非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせる方針を決定した²⁹。こうした自民党の決定の背景には、翌年の夏に予定される参議院選挙を念頭に、社会保険庁解体で改革姿勢を強調すると同時に、同庁の職員組合を批判することで、労組を支持基盤とする民主党に攻勢をかけるとの狙いがあったとされる³⁰。自民党の改革案は、与党年金制度改革協議会によって了承され、与党側の方針に基づいて、新たな法案が厚労省によって立案されることとなった。こうした与党による組合批判に対して、自治労国費評議会は、人員削減ありきの効率性追求が行政サービスの低下を招くとの反発を示すこととなった³¹。

4.2 新たな社会保険庁改革法案の作成

新たな改革法案では、社会保険庁は廃止・解体され、6分割されることとなった³²。最大の焦点であった年金事業の運営は、非公務員型の公法人として日本年金機構が設立されることとなった。もともと厚労省は、公権力の行使の観点から独立行政法人化には反対の立場をとってきた。そのため、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を担い、公法人（日本年金機構）に一連の事務を大臣の直接的な監督のもとで委任することで、国の責任のもとで行うという原則を維持することとなった。また、滞納処分を公法人（日本年金機構）が実施することを可能とするために、厚生労働大臣による事前の一括認可や処分についての大臣への事後報告などの事前・事後の措置を定めることで、国の監督体制

を確保することとした³³。厚労省は、当初、公法人による業務の一体運営を主張していたが³⁴、悪質な滞納者に対する保険料の強制徴収については、国税庁に委任できることとした。さらに、通常の徴収・給付等の業務についても、第三者機関（年金業務・組織再生会議）による振り分けによって、民間委託を積極的に進めることとなった³⁵。

同法人の組織運営に関しては、機構の運営に係る重要事項を審議・決定する理事会を設け、法人の事業計画・予算は厚生労働大臣の認可事項とし、法人の事務執行費用についても、予算要求を通じて財務省が査定し、国が法人に交付する仕組みとし、厚生労働大臣が必要に応じて、業務改善命令や違法行為等の是正命令を行うなど、独立行政法人に比べて、国の直接的な監督が明記されることとなった。

なお、旧改革法案にあった保険料負担者や年金受給者の意向を反映させるための運営評議会の開催は同様とし、監査機能については、監事または監査法人による監査を実施することとした。一方、人員削減については、国家公務員の制度から離れることにより、現行の社会保険庁の職員はいったん退職し、新たに機構に採用されるか否かは、第三者機関（年金業務・組織再生会議）の定める意見を聴取して設立委員によって審査され、機構に採用されなかった職員については、国家公務員法上の分限免職が適用される場合もありうることとなった³⁶。なお、一括提出された国民年金事業等運営改善法案では、厚労省は、福祉施設規定について、廃案となった旧法案と同一の規定を提案したのに対し、自民党の厚生労働部会から、バスケットクローズ規定である「そのほか国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施を図るために必要

²⁹ 自民党社会保険庁等の改革ワーキングチーム「社会保険庁改革の推進について」2006年12月14日。同方針では、組織人員は必要最小限とし、（民間へのアウトソーシングを進めるなど）一層の合理化・効率化を図ることなどが盛り込まれた。

³⁰ 『朝日新聞』2006年12月14日。自由民主党作成資料「あきれた社会保険庁の実態」。

³¹ 『じちろう』2006年12月11日・21日号。

³² 年金部門は、厚生労働省、日本年金機構、民間委託、国税庁に、医療保険関係は全国健康保険協会、地方厚生局に6分割されることになる。

³³ 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議第13回議事録（2007年4月3日）。

³⁴ 『朝日新聞』2006年11月1日、11月23日。

³⁵ 法案策定時点で、社会保険庁は、国民年金の保険料徴収や厚生年金の加入促進などの業務を試行的に民間に委託する市場化テストを実施しており、その結果（コスト削減と徴収率の改善）を踏まえて、多くの分野で民間委託が進むことが想定された（『朝日新聞』2006年11月23日）。

³⁶ 法案の事前審査を行った自民党厚生労働部会は、社会保険庁職員が漫然と新法人に移行しないよう厳正な審査を行い、配置転換等の分限処分回避努力を行った上で、組織分限処分を行うべき状況が生じた場合には適切に実施することとする確認事項を付した（佐藤研資「年金事業への信頼は回復できるか」『立法と調査』第268号（2007年5月）31ページ）。

(表2) 現行社会保険庁と新旧社会保険庁改革法案の比較

	現行社会保険庁	旧改革法案	新改革法案
組織の形態	厚生労働省の外局	特別の機関	非公務員型の公法人
組織の所掌	保険事業を一体的に運営	全国健康保険協会とねんきん事業機構に分離し、公的年金のみ所掌	全国健康保険協会と日本年金機構に分離し、公的年金のみ実施
組織の意思決定機能	長が決定	年金運営会議の議を経る	理事会において重要事項を決定
ユーザーの意向反映	機関なし	運営評議会を開催	同左
組織の監査機能	内部監査	外部の特別監査官	監事、外部の会計監査人
人事評価	国家公務員制度の枠内	国家公務員制度を最大限活用し、能力と実績に基づく新人事評価制度を導入し、人事・給与に反映。	国家公務員制度の枠を離れて、民間的な人事評価制度や人事・給与体系を導入。役職員の報酬・給与は勤務成績等が考慮されなければならない旨を法定。
人員	常勤 1万7000人（合計 2万9000人）	1万人減（正職員の純減3500人）	第三者機関で検討
地方出先機関	社会保険事務局（47）と社会保険事務所（309）	社会保険事務局（47）の廃止と地方年金局、年金事務所の設置	社会保険事務局（47）の廃止と地方年金局、年金事務所の設置
予算（人件費）	国費負担	国費負担	国費負担
予算（事務費）	特別法で措置、2004年度まで関連経費も含んでいた。	必要事務費の恒久化	必要事務費の恒久化
公権力の行使	国が実施	国が実施	厚生労働大臣による委任と直接的監督（一括承認）

(出所) 社会保険庁資料等より筆者作成。

な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと」の文言について削除の要求が出され、年金教育・広報、年金相談、情報提供等に用途を限定することになった³⁷。また、機構の業務に要する費用に対する政府の交付金についても、自民党の部会審査で、「交付に充てる財源の国庫負担または保険料の別ごとの内訳及びそ

の用途を明らかにする」との追加修正がなされた³⁸。

こうした政府案に対して、自治労及び全国社会保険職員労働組合（旧国費評議会）は、①事業運営の一体性の確保、②利用者の声の政策・事業運営への反映、③第三者機関への労使の参画、④現行職員の活用と職員の雇用の確保を求

³⁷ このバスケットクローズ規定が削除されたことにより、法律に限定された事項以外に保険料を使用する場合には、新たに法改正が必要となった。ただし、実際には、規定の定義が抽象的なことから、保険料を使った事業が拡大される余地は残っているとの指摘がある（衆議院調査局厚生労働委員会調査室『第166回国会日本年金機構法案（内閣提出第78号）国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）厚生労働委員会参考資料』2007年4月、56ページ）。

³⁸ 『朝日新聞』2007年3月7日夕刊。

めるとの見解を示した³⁹。

安倍内閣は、2007年3月13日、日本年金機構法案を中心とする社会保険庁改革法案を国会に提出した。同法案は重要法案が山積みする中で、安倍首相の意向を受けて、厚生労働委員会で優先処理する方針がとられることとなった。

5. 政策決定

5.1 民主党の対案提出

政府案が作成された段階では、日本年金機構法案は、社会保険庁の廃止・解体後の年金執行体制の組織改革を目指すものであった。これに対し、民主党は、政府案が国会提出される以前から、長妻昭政調会長代理を中心に消えた年金納付記録の問題を追及してきた。2006年12月に民主党が要求した納付記録消滅等の予備的調査の結果、2007年2月に、宙に浮いた年金納付記録が5000万件以上に上るという事実が明らかにされた⁴⁰。民主党は、この報告書を根拠に、年金納付記録の責任追及を法案審議の最大のテーマとしていくこととなった。

同党は、政府案を特殊法人への看板の掛けかえにすぎないと批判し、政府案に対抗する同党の対案を年金信頼回復三法案として、5月7日、国会に提出した。この対案は、社会保険庁を解体して業務を国税庁に統合し、内閣府の外局として歳入庁を設置する「歳入庁設置法案」、年金保険料の用途を年金支給に限定し、年金事務費も含めた流用を禁止する「年金保険料流用禁止法案」、社保庁解体前に、適正な年金支給を確保するために年金記録の全数調査を行い、記録や支給の適正化を図る「消えた年金記録被害

者補償法案」の三法案からなっていた⁴¹。政府側は、政府案が非公務員化を図ることによって、社会保険庁の非効率な体質を改善し、組織の効率化を図るとしたのに対し、民主党は、政府案は、「隠れ公務員」をつくるだけで、政府機関でなくなることによって、国会の監視が効かなくなり、民間委託先との癒着が進み、天下り天国をつくるだけであるとして、両者の評価は正反対のものであった⁴²。また、民主党は、徴税ノウハウのある国税庁との統合で納付率の向上や人員とコストの削減、国民の利便性も向上するとしたのに対し、与党側は、国税庁と社会保険庁の徴収対象や徴収額が大きく異なることにより、統合しても効率化にはつながらず、結局は公務員組織を温存するものにほかならないとの立場をとった⁴³。このように、両者の組織改革の手法は、大きく乖離しており、その根底には、年金制度をどのように構築するか（保険料方式の現行制度に対して、民主党は全額税金による最低保障年金の創設を主張している）という制度論の対立があった。

一方、政府案、民主党案とも、民間委託によって人員を大幅に削減するとの方針をとっていた。しかし、どの業務を民間委託するのか、また、新機関への職員の採用基準などの組織設計の根幹部分は、政府案では第三者機関で検討すると先送りされており、法案審議においても、その具体的な基準は示されなかった⁴⁴。

5.2 年金記録の管理問題

こうした両者の対案をめぐる政策論争は、社会保険庁改革法案が委員会に審議入りした当初から、「消えた年金」または「宙に浮いた年金」

³⁹ 全日本自治団体労働組合書記長金田文夫「『日本年金機構法案』の閣議決定について（談話）」2007年3月13日（<http://www.jichiro.gr.jp/seimei/070313.html>）、全日本自治団体労働組合・全国社会保険職員労働組合「『年金記録問題』に対する基本的考え方」2007年6月11日（<http://www.jichiro.gr.jp/seimei/070611.htm>）。同様に、上部団体である連合も、国民の信頼回復と真のサービス向上につながる効率的な年金運営組織の実現と現場職員の雇用の場の確保に向け、民主党等と連携し国会において徹底した審議を求めるとの談話を発表した（日本労働組合総連合会事務局長古賀伸明「『日本年金機構法案』等の閣議決定に関する談話」2007年3月13日（http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2007/20070313_1173773043.html））。

⁴⁰ 『国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査（松本剛明君外42名提出・平成18年衆議院第4号）についての報告書』（2007年2月）衆議院調査局、10ページ。

⁴¹ 民主党「民主党年金信頼回復三法案概要」（<http://www.dpj.or.jp/news/files/gaiyoshin.pdf>）

⁴² 第166回国会衆議院本会議録第27号（2007年5月8日）。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 民間委託する業務の範囲については、内閣官房が事務局を担当する第三者機関の意見を聴取して策定する基本計画に基づいて厚生労働大臣が業務委託に係る基準を定めるとの手続きについての説明が政府側からなされたものの、その基準については、これから第三者機関で検討されることになっているとの答弁にとどまった（第166回国会衆議院厚生労働委員会議録第23号（2007年5月23日））。

(表3) 政府案と民主党案の比較

	政府案	民主党案
組織	「日本年金機構」(公法人)	「歳入庁」(社保庁と国税庁を統合、内閣府の外局)
責任	厚生大臣の直接的な監督のもとで公法人に委任	国会の監視のもと国が責任を持って運営
職員の身分	非公務員	公務員
職員数	業務の効率化と民間委託により大幅削減	社保庁と国税庁の重複業務の合理化と民間委託により大幅削減
年金保険料の徴収	機構が実施。悪質な滞納者には国税庁に委任できる	すべて歳入庁で実施
事務費の費用負担	必要事務費を保険料から流用	税金で賄う
保険料の福祉施設への流用	福祉施設への使用は廃止。年金教育、広報、相談、情報提供などに限る	保険料は年金支給に限定し、流用は禁止
年金記録の管理	加入者全員に加入状況を知らせる「ねんきん定期便」で注意喚起し、社保庁へ相談に来るように促す	全数調査で被害者救済

(出所)『朝日新聞』記事(2007年5月9日)、民主党資料より筆者作成。

などの年金記録問題が最大の焦点となったため、被害者の救済に政府がどのような対策をとるかの議論が優先されることとなった。安倍首相をはじめ柳澤伯夫厚生労働大臣など政府側のトップは、当初、この問題が発覚した後も、問題解決への取り組みに必ずしも積極的ではなかった。しかし、野党側は、委員会審議における追求の手を緩めず、厚生労働委員会への参考人招致や、党首討論での責任追及、党の合同会議での被害者からのヒアリングなどの目に見える行動を矢継ぎ早に起こした⁴⁵。こうした年金記録問題をメディアが連日大きく報道したこともあり、世論の動向は野党に有利に作用した。

これに対して、政府側は、世論調査による安倍内閣の支持率の低下⁴⁶に直面し、急遽、社会保険庁の年金記録相談体制の充実や被害者を救済するための年金記録確認第三者委員会の設置などの対策を講じたが、その対応は、急ごしら

えの選挙対策の感があった⁴⁷。政府は、年金記録問題検証委員会を総務省に設置し、問題発生の原因の一つとして親方日の丸的な組織・人員や職員組合の行動を挙げたが⁴⁸、逆に、野党側は政府の責任転嫁と批判し、政府側の情報の非公開や説明責任の不足、対応の遅れや救済策の不備を鋭く追及した。

参議院選挙が近づくにつれて、年金記録問題は、選挙における最大の争点となり、政府案を年金責任逃げ切り法案と強く批判する民主党との間で、法案の修正に向けての与野党間協議が行われる可能性はもはやまったく存在しなくなった。そのため、本来、年金事業の業務運営体制の抜本的な組織改革を行うはずであった社会保険庁改革についての政府側の主張は、野党を説得するだけの力を持ちえず、与野党間の政策論争が十分に深まらないまま、こう着状態にのりあげることとなった。

⁴⁵ 民主党「消えた年金」調査チーム「『消えた年金』関係資料」(<http://www.dakara-daisuke.com/pdf/20070531-nenkin.pdf>)。

⁴⁶ 政権発足時に60%を超えていた安倍内閣の支持率は、年金記録問題の発覚後は30%台に低迷することとなった。

⁴⁷ 『朝日新聞』2007年6月30日。

⁴⁸ 「年金記録問題検証委員会の取組について(中間段階の発表)」第4回年金記録問題検証委員会(2007年7月10日)。

5.3 政府案の強行採決

6月25日の会期末（会期延長により7月5日が会期終了日となった）が迫る中で、与党は、5月25日、社会保険庁改革法案を衆議院厚生労働委員会で強行採決し、29日に与党側から提出された5年間を超える部分の消滅時効について特例措置を設ける年金時効特例法案についても、30日に強行採決を行った。こうした与野党間の非妥協的な姿勢は参議院においても繰り返され、参議院厚生労働委員会においても、6月28日、与党による強行採決が行われ、法案は可決、成立することとなった。同国会における与党側の強行採決は、その他の対決法案においても頻繁に行われ、実に17回にも及ぶという異例の国会運営がなされることとなった⁴⁹。こうした政府与党の対応に対する評価は、7月29日の参議院選挙において有権者に委ねられることとなった。

6. 有権者の評価

7月29日に実施された参議院選挙の結果は、自民党37議席、民主党60議席と自民党の記録的な大敗に終わり、1998年以来の参議院における与野党逆転をもたらした。自民党の敗北の原因は、年金記録問題や閣僚の不祥事などの政府のガバナンスの欠如と国会運営における強引な政治手法などが安倍政権に対する不信任投票として波及したものと見える⁵⁰。特に、年金記録問題に対する安倍首相や柳澤厚生労働大臣の当初の対応は鈍く、世論の強い批判を浴びて慌てて対策に取り掛かるという、常に後手に回ったことが、首相の指導力のなさを印象づけた⁵¹。最

終的に政府与党は、未確認の年金記録について、翌2008年3月までに確実に名寄せを完了させ、すべての被保険者に年金を完全支給することを選挙公約としたが、社会保険庁の人員や予算が削減される改革案との整合性がなく、その実効性には疑問符がついた。与党は、民主党の抵抗を、参議院選挙を意識して党利党略に走り、改革を止めようとしたと批判し、法案の成立によって、年金制度や行政への信頼を回復することができるようになるとしたが⁵²、有権者には、こうした政府や与党側の対応が、自らの責任を棚上げし、説明責任を果たしていないものと映った。

官邸が主導して行った閣僚や社保庁全職員のボーナス一部返納や歴代次官・長官らへの寄付要請も、歴代の幹部職員が問題の事実を認識しながらもそれを放置してきたことや、社会保険庁長官らの退官後の天下りの実態などが大きく報じられたことの埋め合わせのために、国民向けのパフォーマンスに過ぎないとも受け取れるものであった。同時期に発覚した緑資源機構による官製談合などの問題は、官僚の天下りに対する世論の強い批判を招いた。安倍首相は、国家公務員の天下り規制法案を強行採決することでリーダーシップを示そうとしたが、こうした手法に対しても、法案自体に省庁側の抜け道を残すという欠陥もあり、選挙対策とのシニカルな見方が強かった⁵³。

これまで曲がりなりにも機能してきたはずの官による年金業務の管理運営体制が、年金記録問題の発覚によって、国民から極度の不信の目で見られるようになっていく中で、政府が法案を性急に成立させたことは、国の責任が弱まる非公務員型の公法人に社会保険庁を移行させることへの不安感を国民の中に生じさせることとなった。何よりも、国民が求めている年金業務

⁴⁹ 『朝日新聞』2007年6月30日。

⁵⁰ 参議院選挙そのものは政権選択選挙ではないものの、安倍首相の当初の言説もあり、メディアでは、今回の参議院選挙を首相の進退(政局)を絡めた「信任選挙」として位置づける報道が行われた。

⁵¹ 自民党参議院選挙総括委員会は、その報告書の中で、年金問題への初動対応の誤りや政治とカネの問題などの不祥事の続発に対する後手後手の対応と手ぬるい処分により、国民から（首相の）指導力、統治能力に疑問を呈されたとの批判を行っている（『自民党報告書最終案参院選総括委員会まとめる』『共同通信社ニュース特集』2007年8月24日）（http://topics.kyodo.co.jp/feature38/archives/2007/08/post_279.html）。

⁵² 自由民主党「社会保険庁改革法・年金時効撤廃特例法・公務員制度改革法の成立を受けて（幹事長談話）」2007年6月30日（<http://www.jimin.jp/jimin/hatsugen/hatsugen-198.html>）。

⁵³ 社会保険庁改革法案の成立により、日本年金機構に移行すると、天下り規制法（改正国家公務員法）の対象から外れ、同機構からの天下りがノーチェックになるとの批判が民主党側からなされた（第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第33号（2007年6月28日））。

への信頼回復に対して、社会保険庁の組織改革がどのように寄与するのかについての十分な説明が政府与党側からはなかったのである⁵⁴。その結果、保険料の納付率もさらに低下することとなり、年金制度に対する信頼性の構築や業務の効率化を目的とするはずの社保庁の廃止・分割という手段そのものに対する必要性が国民の側から問われるようになったといえよう。

以上の観点から、社会保険庁改革をめぐる参議院選挙における国民の支持の離反は、こうした年金行政のガバナンスの欠如や政府側の説明責任の不足、年金不信の中で、非公務員型の公法人に組織を転換する改革に対する不安感が重なり合う形で、引き起こされたものと考えることができよう⁵⁵。

参考文献

- ・岩瀬達哉「伏魔殿社会保険庁を解体せよ」『文藝春秋』2004年10月号
- ・「渦中の村瀬清司・社会保険庁長官に聞く」『論座』2006年8月号
- ・厚生労働省「再就職状況の公表について」（2001年～2006年）
- ・厚生労働省「社会保険庁改革に関するQ&A」
- ・『国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査（松本剛明君外42名提出、平成18年衆予調第4号）についての報告書』（2007年2月）衆議院調査局
- ・佐藤研資「年金事業への信頼は回復できるか」『立法と調査』第268号（2007年5月）
- ・参議院財政金融委員会調査室『第166回国会（常会）平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法3号）審査資料』2007年
- ・『じちろう』2006年12月11日・21日号
- ・自民党社会保険庁等の改革ワーキングチーム「社会保険庁改革の推進について」2006年12月14日
- ・自民党社会保障制度調査会・行政改革推進本部・厚生労働部「社会保険庁の解体的直直しと新組織設立について」2005年5月31日
- ・「自民党報告書最終案参院選総括委員会まとめる」『共同通信社ニュース特集』2007年8月24日
(http://topics.kyodo.co.jp/feature38/archives/2007/08/post_279.html)
- ・自由民主党「社会保険庁改革法・年金時効撤廃特例法・公務員制度改革法の成立を受けて（幹事長談話）」2007年6月30日
(<http://www.jimin.jp/jimin/hatsugen/hatsugen-198.html>)
- ・自由民主党作成資料「あきれた社会保険庁の実態」
- ・『社会保険旬報』第2246号（2005年6月11日）
- ・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議「組織改革の在り方について」2005年12月12日
- ・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議第9回提出資料「社会保険庁改革の在り方」2005年2月20日
- ・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議第13回議事録（2007年4月3日）
- ・社会保険庁「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書」2006年8月4日
- ・社会保険庁資料「社会保険庁と職員団体との「覚書」等について」第1回年金記録問題検証委員会（2007年6月14日）
- ・社会保険庁資料「職員団体の状況」第1回年金記録問題検証委員会（2007年6月14日）
- ・社会保険庁の在り方に関する有識者会議「社会保険庁改革の在り方について（最終とりまとめ）」2005年5月31日
- ・『週刊社会保障』第2385号（2006年6月12日）、第2369号（2006年2月13日）
- ・衆議院調査局厚生労働委員会調査室『第166回国会日本年金機構法案（内閣提出第78号）国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）厚生労働委員会参考資料』2007年4月
- ・『政界・官庁人事録（2001年版）』東洋経済新報社、2000年
- ・全日本自治団体労働組合書記長金田文夫「『日本年金機構法案』の閣議決定について（談話）」2007年3月13日
(<http://www.jichiro.gr.jp/seimei/070313.html>)
- ・全日本自治団体労働組合・全国社会保険職員労働組合「『年金記録問題』に対する基本的考え方」2007年6月11日
(<http://www.jichiro.gr.jp/seimei/070611.htm>)
- ・第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第23号（2007年5月23日）
- ・第166回国会衆議院厚生労働委員会会議録第33号（2007年6月28日）
- ・第166回国会衆議院本会議録第27号（2007年5月8日）
- ・Niskanen, William A., *Bureaucracy and Public Economics*, Edward Elgar, 1994
- ・日本労働組合総連合会事務局長古賀伸明「『日本年金機構法案』等の閣議決定に関する談話」2007年3月13日
(http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2007/20070313_1173773043.html)

⁵⁴ 政府与党は、非公務員になれば、職員の意識も変わり、規律も生まれるとの論理をとったが、それだけでは、十分な説得力はなかったといえる。

⁵⁵ こうした有権者の投票行動は、政府・与党の政策結果に対して、有権者が行った政策評価であるととらえることができよう。

- ・「年金記録問題検証委員会の取組について（中間段階の発表）」第4回年金記録問題検証委員会（2007年7月10日）
- ・民主党「消えた年金」調査チーム『「消えた年金」関係資料』（<http://www.dakara-daisuke.com/pdf/20070531-nenkin.pdf>）
- ・民主党「民主党年金信頼回復三法案概要」（<http://www.dpj.or.jp/news/files/gaiyoshin.pdf>）
- ・有識者議員提出資料「社会保険庁改革について」『経済財政諮問会議（平成17年第11回）会議結果』2005年5月18日
- ・『朝日新聞』記事
- ・『毎日新聞』記事